

令和6年度クリーニング師試験実施要領

1 試験日時

令和6年11月7日（木）

- (1) 学科試験 午前10時30分から正午まで
- (2) 実地試験 午後1時から午後5時まで^{※1}

※1 実地試験は受験番号順に行いますので、受験者数により終了時間は前後します。

2 試験場所

宮城県自治会館（仙台市青葉区上杉一丁目2番3号）

3 試験科目

- (1) 学科試験（過去の出題については公開されています）
 - イ 衛生法規に関する知識
 - ロ 公衆衛生に関する知識
 - ハ 洗たく物の処理に関する知識
- (2) 実地試験（詳細については、別紙 実地試験実施要領のとおり）
次に掲げる洗たく物の処理に関する技能
 - イ 洗たく物の取扱い
 - ロ 繊維の鑑別
 - ハ 薬品の取扱い

4 受験資格

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者
- (2) クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により学校教育法第57条に規定する者とみなされた者

5 受験手続

- (1) 受験願書受付期間等

受付期間：令和6年9月17日（火）から令和6年9月27日（金）まで（閉庁日を除く）

受付時間：午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）

(2) 受験願書配布場所及び提出先

営業所の所在地 (営業所のないときは、住所地)	願書配布場所及び提出先
宮城県内（仙台市を除く）	営業所の所在地を所管する県保健所・支所
宮城県外 及び 仙台市	宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課 仙台市青葉区本町三丁目8番1号（県庁13階）

【注 意】・受験願書の記入について、訂正が容易に行える筆記用具は使用できません。

- ・受験願書を郵送する場合は、必ず簡易書留とし、封筒の表に「クリーニング師試験受験願書在中」と朱書きの上、宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課を宛て先としてください。
- ・郵送による提出については、令和6年9月27日（金）までの消印があり、必要書類が全て揃っているもの限り受け付けます。

(3) 提出書類

- イ 受験願書
- ロ 履歴書
- ハ 写真^{*2}

※2 縦4.5cm×横3.5cmの大きさで、出願前6か月以内に撮影した正面、上半身、無帽、無背景（スナップ写真は不可）のものであり、その裏面には氏名及び生年月日を記入の上、写真貼付用紙にはり付けてください。

ニ 受験資格を証する書類

中学校又は高等学校の卒業証書の写し^{*3}又は卒業証明書^{*4}等^{*5}

※3 卒業証書の写しを提出するときは、原本を窓口にて提示して確認を受ける必要があります。

(郵送提出不可)

※4 卒業証明書の取得には、時間がかかる場合がありますので注意してください。

※5 受験資格を証する書類が外国語による記載の場合は日本語による翻訳文の添付が必要です。

ホ ニに掲げる書類に記載された氏名を変更した者は、戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書
へ 外国籍を有する者は、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限り）

(4) 受験手数料 10,000円^{*6}

※6 宮城県収入証紙を受験願書に貼り付けて納入してください。（消印をしないこと）

6 合格発表の日時及び方法等

(1) 日時

令和6年12月10日（火）午前10時

(2) 方法

合格者の受験番号を県庁行政庁舎1階消費生活センター前掲示板及び県内保健所・支所（仙台市の保健所を除く）に掲示するとともに、食と暮らしの安全推進課ホームページに掲載します。
また、合格者には後日結果を通知します。

7 試験結果の開示

(1) 各科目別得点及び総合得点について、受験者本人に限り、開示請求によらずに即日提供を受けることができます。

イ 受付期間等

受付期間：合格発表の日から1か月間（閉庁日を除く）

受付時間：午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）

ロ 受付場所

宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課

仙台市青葉区本町三丁目8番1号（県庁13階）

ハ 持参するもの

受験票及び受験者本人であることを証する書類（運転免許証など）

8 その他

その他不明な点は、最寄りの保健所・支所（仙台市の保健所を除く）又は宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課にお問い合わせください。

所管保健所一覧表（クリーニング師試験）

お問い合わせは平日の 8:30～17:15 の間にお願いします。

受験願書の提出は、営業所の所在地（営業所が無いときは受験者の住所地）を所管する保健所等の窓口へ提出してください。

保健所等	所在地	電話番号 (担当窓口)	所管する市町村
仙南保健福祉事務所 (仙南保健所)	〒989-1243 柴田郡大河原町字南 129-1 (大河原合同庁舎内)	0224-53-3119 (獣疫薬事班)	白石市、角田市、蔵王町、 七ヶ宿町、大河原町、 村田町、柴田町、 川崎町、丸森町
仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所)	〒985-0003 塩竈市北浜 4-8-15	022-363-5505 (食品薬事班)	塩竈市、多賀城市、松島町、 七ヶ浜町、利府町
仙台保健福祉事務所岩沼地域事務所 (塩釜保健所岩沼支所)	〒989-2432 岩沼市中央 3-1-18	0223-22-6294 (食品薬事班)	名取市、岩沼市、 亘理町、山元町
仙台保健福祉事務所黒川支所 (塩釜保健所黒川支所)	〒981-3304 富谷市ひより台 2-42-2	022-358-1111 (食品薬事班)	富谷市、大和町、 大郷町、大衡村
北部保健福祉事務所 (大崎保健所)	〒989-6117 大崎市古川旭 4-1-1 (大崎合同庁舎内)	0229-87-8001 (獣疫薬事班)	大崎市、加美町、色麻町、 涌谷町、美里町
北部保健福祉事務所栗原地域事務所 (大崎保健所栗原支所)	〒987-2251 栗原市築館藤木 5-1 (栗原合同庁舎内)	0228-22-2115 (食品薬事班)	栗原市
東部保健福祉事務所 (石巻保健所)	〒986-0861 石巻市あゆみ野 5-7 (石巻合同庁舎内)	0225-95-1475 (獣疫薬事班)	石巻市、東松島市、女川町
東部保健福祉事務所登米地域事務所 (石巻保健所登米支所)	〒987-0051 登米市迫町佐沼字西佐沼 150-5 (登米合同庁舎内)	0220-22-6120 (食品薬事班)	登米市
気仙沼保健福祉事務所 (気仙沼保健所)	〒988-0066 気仙沼市東新城 3-3-3	0226-22-5127 (環境廃棄物班)	気仙沼市、南三陸町
食と暮らしの安全推進課	〒980-8570 仙台市青葉区本町 3-8-1 (宮城県庁 13 階)	022-211-2645 (環境衛生班)	宮城県外 仙台市

令和6年度 クリーニング師実地試験実施要領

1 科目及び時間

科 目	概 要	所要時間
イ 洗たく物の取扱い	<p>ワイシャツのアイロン仕上げ（立体仕上げ）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【採点項目】</p> <p>アイロン等の取扱い</p> <p>（1）アイロンの扱い方</p> <p>（2）アイロンの運び方</p> <p>作業手順</p> <p>（1）アイロンがけの手順</p> <p>①袖（中央からアームホール → カフス → タック）</p> <p>②えり</p> <p>③後身頃</p> <p>④前身頃（下前立 → 下前身頃 → 上前立 → 上前身頃）</p> <p>（2）カフスの作業手順（『裏→表』の順でアイロンを両面にあてているか）</p> <p>（3）えりの作業手順（『裏→表』の順でアイロンを両面にあてているか）</p> <p>仕上がり</p> <p>（1）えり （2）背中サイドプリーツ （3）ヨーク</p> <p>（4）そでの仕上がり（「本カフス仕上げ」であるか、そでのタックの仕上げは適切か）</p> </div> <p>※使用するアイロン、ワイシャツ、ハンガーは県で準備する。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・電熱アイロン（温度調節機能付き） ・ワイシャツ（綿 35%、ポリエステル 65%、サイドプリーツのあるもの） ・ハンガー </div>	<p>8分</p> <p>終了3分前及び 1分前に予知</p>
ロ 繊維の鑑別	<p>羊毛（ウール）、ポリエステル、絹、レーヨン、合成皮革、綿、天然皮革、麻、指定外繊維（テンセル）の鑑別</p>	<p>5分</p> <p>終了1分前に予知</p>
ハ 薬品の取扱い	<p>シュウ酸、酢酸、次亜塩素酸ナトリウム、ヒドロサルファイト、ラッカーシンナー、石油系溶剤、アンモニア水、過炭酸ナトリウム、コーンスターチ、メタ珪酸ナトリウム、ポリ酢酸ビニルの鑑別とその用途</p>	<p>4分</p> <p>終了1分前に予知</p>

2 携行品等

- （1）受験票、筆記用具
 - （2）作業しやすい清潔な服装であること。
- ※ 氏名、店名等の入っていないものを着用すること。

3 失格要件

- （1）試験終了の合図があった後も作業を続けていた場合
- （2）「イ 洗たく物の取扱い」について、（1）のほか、以下の場合を失格とする。
 - ①「立体仕上げ」にされていない場合
 - ②「ワイシャツが焦げている」等の技術水準が不適格な場合

クリーニング師試験実地試験における、ワイシャツの立体仕上げについて（模範例）

立体仕上げ（完成図）



ハンガーに吊す



第1ボタンを留める

第3または第4ボタンを留める。
【※写真は第4ボタンを留めている】

【確認するポイント】

- ・ハンガーへ吊す。
- ・第1ボタンと、第3または第4ボタンを留め、型崩れを防止する。

※ 上記ワイシャツの仕様は一例です。

【注意】

「立体仕上げ」にされていない場合は失格となります。

クリーニング師試験実地試験における「本カフス仕上げ」と
「背中のサイドプリーツ」等について（模範例）

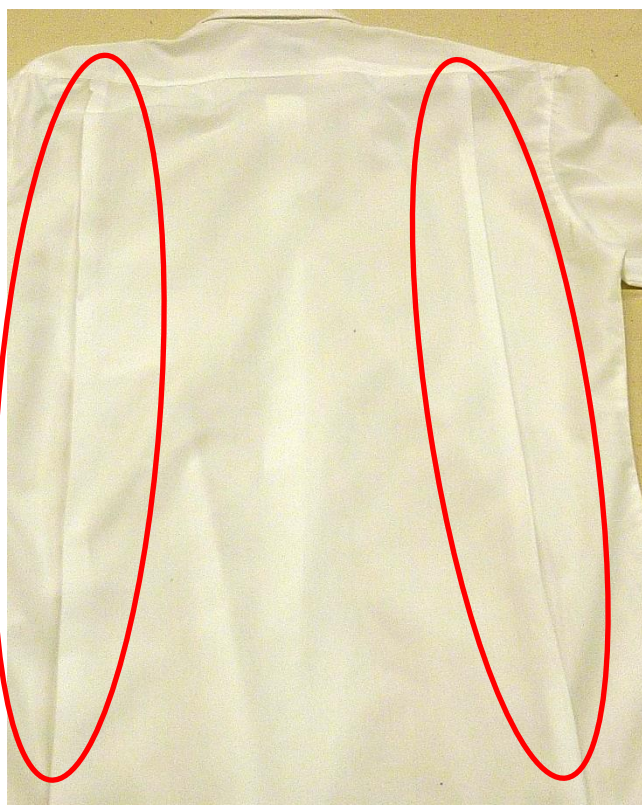
本カフス仕上げ（完成図）



【確認するポイント】

- ・カフスは潰さずに、立体的に仕上げる。
- ・そでのタックをカフスと垂直にアイロンがけを行う。

背中のサイドプリーツ（完成図）



【確認するポイント】

- ・背中のサイドプリーツは、ヨークと後ろ身頃の合わせ目に対して垂直になるように仕上げる。